

京都大学	博士（文学）	氏名	山田淳平
論文題目	近世雅楽文化の研究		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本研究は、近世雅楽文化の特質を、国家及び社会との関係から論じるものである。具体的には、雅楽演奏家（楽人）集団の構造及び制度の解明、全国に普及した雅楽文化の体系的把握、の二点を課題とする。</p> <p>雅楽にとって近世という時代は次の諸点において重要である。すなわち、①国家によって楽人集団が整備され、多くの楽曲や種目の再興を見た「復興の時代」であるということ、②朝廷・寺社・武家・町人・百姓に至る、身分的にも地域的にも幅広い人びとに雅楽が受容された「普及の時代」であるということ、そして③現在行われている雅楽の直接の淵源であるということ、この三点である。</p> <p>本研究では、楽人集団の在り方について、朝廷とともに幕府や寺社を視野におさめることによってその理解を深化させ、武家や学者による多様な雅楽実践の事例発掘から、従来の上方中心の雅楽史の枠組を再構築することを試みる。最終的には、家元制的構造による文化普及と、受容者による多様な実践を統一的に理解することを目指し、近世の雅楽をめぐる文化構造の特質に迫りたい。</p> <p>第一部「近世の楽制」は、第一章から第四章をこれに当て、楽人集団の構造及び制度の解明を行った。</p> <p>第一章「近世三方楽所の成立過程」では、近世三方楽所の成立過程を、時期的変遷に即して、応仁の乱以後天正期以前、天正期、慶長期、元和期以降の四期に分けて考察した。応仁の乱により朝廷の楽儀は規模が縮小したが、人員的には乱前と変わらず南都楽人・京都楽人の二方による奏演体制が存続していた。天王寺楽人が朝廷に出仕するようになるのは天正期である。その背景には永禄期における南都楽人・京都楽人による奏演体制の不安定化があった。天王寺楽人の登用後、三方楽所による四〇人規模の大規模な楽儀の執行が可能となった。慶長期には朝廷儀礼と並んで、豊国社祭礼にも三方楽所が動員されるようになる。楽人は社領の一部を宛行われ、頻繁に神事に出仕するなど、豊国社は当時の奏演体制の中心的位置をなしていた。この豊国社での楽人動員の規模は、元和期以降には日光東照社などにおける徳川将軍家の祭祀・法会に引き継がれていくことになる。近世三方楽所は、朝儀の再興と天下人の祭祀・法会への動員の双方により、公武の楽儀を担う楽人集団として結集していったのである。</p> <p>第二章「近世三方楽所の構造—三方楽所と「一方」の楽所—」では、三方楽所という枠組と、旧来からの南都方・天王寺方・京方の「一方」という枠組との関係性に注目した。従来楽人集団は地下官人として楽所奉行四辻家の支配下にあったという理解</p>			

がなされているが、「三方」とは異なる「一方」という視点を導入し、楽人たちがどのような支配関係のもと、いなかの組織を形成していたのかを検討した。三方楽所の制度が確立した後も、南都楽所・天王寺楽所・京方楽所としての独自性は温存されたままであり、朝廷御用・幕府御用を担う「三方」と、春日社・興福寺の神役や四天王寺の寺役を担う「一方」との重層構造を生むこととなった。その重層構造によって楽人をめぐっては、武家伝奏へと連なる公家的な支配形態といえる楽所奉行四辻家による支配が行われる一方で、奈良においては他の寺社と並んで奈良奉行の支配を受け、四天王寺においては寺内集団として大坂町奉行の支配を受けるなど、両在楽人は宗教者的な支配形態の下に置かれており、楽所奉行四辻家の下での一元支配とはならなかった。宝暦年間には四天王寺においてこの重層構造のもと、「三方」と「一方」の楽人の支配形態や役儀をめぐって争論に至ることもあったが、楽人は「三方」と「一方」双方の役儀を担うべきものと定義づけられ、両様に位置づけられたのである。また、実態的には主に「三方」の役儀を担う在京楽人と、「一方」の役儀を担う両在楽人とに分かれており、「三方」と「一方」の重層性は、在京楽人と両在楽人という構造で顕在化し、「在京両在体制」とも言うべき体制となっていた。特に天明期以降は朝廷の楽儀の在京楽人への参勤機会の集中が進み、「三方」＝在京、「一方」＝両在という構図はより一層強化されていったのである。このように三方楽所の主導権を在京楽人に握られることに対抗して、両在楽人は素人層の統制に乗り出すなど、「三方」に拘らない活動を強めていくことになる。このように近世の三方楽所は、主に朝廷の「三方」の役儀を担い公家的な支配を受ける在京楽人と、その「三方」の範疇に包摂されつつも、実態的には中世以来の「一方」の役儀を担い宗教者的な支配を受ける両在楽人という、二つの性格を持つ楽人が結集し成り立っているものであった。

第三章「楽人領の性格」では、三方の楽人一統に宛行われていた楽人領の性格を検討し、楽人集団が全体としてどのように位置づけられていたのかを検討した。従来楽人領については、公家・地下官人領の一つとして捉えられているが、それは楽人を単に地下官人として理解していることに基づくものであり、楽人領の実態から導き出された理解ではない。前章でみたように、楽人集団は必ずしも武家伝奏一楽所奉行四辻家を頂点とする地下官人的編成に一元化されていたわけではなく、公家的在京楽人と宗教者的両在楽人とから成っていた。となれば、楽人領の性格もまた、地下官人領としてのみ捉えるべきか否かは検討の余地がある。ここでは、楽人領の朱印改の方式が公家・寺社いずれの方式の則って行われていたのかを検討し、その上で、幕府の諸機関や楽人自身による楽人領に対する認識や、楽人領の支配機構といった楽人領の具体的な運営のあり方を明らかにすることによって、楽人領がどのような性格を持ったものであったのかを考察した。楽人領の朱印改・仕置・明治維新时期の上知問題の三点を検討した結果、領主である楽人の二様の性格に合わせる如く、楽人領の性格もまた公

家領的・寺社領的両様の性格を持つことになったことが明らかとなった。但し、朱印改の方式による限りは原則的にはあくまで寺社領に準じた扱いであった。これは楽人が単なる地下官人としてではなく、朝廷奉仕者や寺社奉仕者がいないまぜとなった「楽道」を担う職能者として把握されたことを示しているものと考えられる。

第四章「紅葉山楽人考」では、視点を江戸に転じ、江戸に所在した紅葉山楽人の制度的実態と、文化的役割の解明を行った。紅葉山楽人は、三方楽所、日光楽人とともに、江戸幕府の楽儀を担う「三楽職」の一角を占めるものであるが、実態解明はほとんど為されていない。紅葉山楽人は、上方の三方楽人を供給源としつつも、江戸にあって寺社奉行の支配を受ける幕府の役人であり、公武に対して一種の両属的な身分的性質を持つこととなった。これによって三方楽所の願書を寺社奉行へ取り次ぐなど、江戸での三方楽所の活動にとっても重要な役割を果たしていたのである。職務としては、將軍家の霊廟である江戸城内紅葉山での奏樂をはじめとして、寛永寺・増上寺等諸寺院での將軍家祭祀・法会が基本的な職務であったが、寛文期からは聖堂での釋奠、文政期からは江戸城内での営中管絃といったように、時代を下るにつれその職掌が広がっていった。紅葉山楽人は幕府の需要に応じて楽儀を担う存在として定置されていたのである。一方、文化活動としては、江戸において多数の武士に雅樂の伝授を行い、樂会を開催していたことが注目される。時には三方楽人への門人の取次を行うこともあり、江戸における雅樂普及の一つの核を為していたと言える。更に、徳川吉宗による琴樂再興や、田安宗武の樂曲研究活動、松平定信による古樂復興の取組などにも参画しており、武家独自の雅樂実践を実現ならしめる存在でもあったのである。今後、日光楽人も含めた「三楽職」全体の構造を解明する必要があるだろう。

第二部「雅樂をめぐる文化構造」は、第五章・第六章をこれに当て、全国に普及した雅樂文化の体系的把握を試みるものであった。

第五章「近世大嘗会における雅樂曲再興」では、近世大嘗会における雅樂曲再興の実態を時期的変遷に即して明らかにし、その特質を考察した。大嘗会は近世に入り貞享4年（1687）に再興された。中断をはさんで元文3年（1738）にも举行されたが、この両度の大嘗会においては、吉志舞・風俗が再興されたものの、不十分な形でしか演奏されておらず、奏樂面については、儀式次第を埋めるだけの形式的な再興にとどまっていた。そうした状況に変化が訪れるのが寛延元年（1748）の大嘗会である。撰閑家や武家伝奏といった朝廷執行部が京都所司代を介して幕府と交渉を行い、風俗と倭舞が再興されることとなった。朝幕交渉と併行して楽人による樂曲再興も同時に進められ、樂書や樂譜を参照する他、堂上公家や学者などから幅広く情報が寄せられ、再興を実現した。また、再興をめぐって、楽人の参勤願も複数出されたが、根拠が薄弱なものもままあり、雅樂曲の復元というよりもむしろ自らの利益を志向する楽人たちの存在も確認できる。寛延度大嘗会では、幅広い情報収集によって内

実を伴った再興が行われており、形式的再興から実質的再興へと移り変わる画期であったと位置付けられる。以降、明和元年（1764）の大嘗会では大歌、天明7年（1787）の大嘗会では田舞が再興されるが、この時期には証拠主義の浸透が見られ、根拠となる古譜の存在が重要視されるようになっていった。文政元年（1818）の大嘗会では久米舞の再興が多家・辻家によって行われるが、これに対して安倍家は、尾張から寄せられた古譜を提出するものの、古譜が写本であったことなどから退けられた。信頼のおける古譜の所持は、再興を担当することにつながり、それが更に参勤権の根拠となっていたため、楽人は広く情報を求めたのである。近世大嘗会における雅楽曲再興は、①朝幕交渉、②楽人の情報収集、③楽人の参勤権争い、これら三点のバランスの上に成り立っているものであった。就中雅楽曲再興に楽人以外の様々な人々が関与していることは、雅楽をめぐる社会構造を理解する上で重要な点と言える。

第六章「近世武家雅楽の普及と展開」では、武家社会における雅楽受容の実態解明を通して、近世の雅楽をめぐる文化構造について考察を加えた。まず、諸藩における雅楽受容と、上方の四辻家・三方楽所による奏楽統制との関係を検討し、諸藩へは寺社奏楽に関わる限りで統制が及んでいることが判明した。近世前期段階の雅楽受容が、寺社での奏楽を中心に展開し、藩内の神職を楽人として編成していたこと等が背景にあると考えられるが、18世紀半ば以降になると、今度は藩校での需要の拡大により、武士による雅楽実践が増加した。これに応じて三方楽人も武家を対象に門人獲得を図るなどの対応を行った。一方で、諸藩の雅楽導入経路を横断的に見ていくと、三方楽人のみならず、紅葉山楽人や、複数の楽器を修得し、伝授可能な「音楽巧者」と呼ぶべき存在が、雅楽の普及に際して重要な役割を果たしていた。しかも「音楽巧者」が、三方楽人の雅楽教授に先んじることもまま見受けられ、三方楽人の門人拡大の前提となるものでもあったと言える。19世紀には遊芸としての雅楽受容が拡大していき、特に公家文化の移入という文脈からも、三方楽人の門人が増加していくこととなるのである。雅楽普及ルートの複線性や選択性をここには見て取ることができる。また、武家社会では、儒教的文脈による雅楽思想の深化によって、徳川吉宗や松平定信など、武家独自の雅楽実践を行う武家が現れた。吉宗が再興した琴楽は京都の公家たちの間で広まるなど、江戸から京都への雅楽の逆輸入とでも言うべき現象が起こり、定信は現行雅楽への批判的態度から、紅葉山楽人等を用いて古楽の復興を目指した。先に見た遊芸としての受容と合わせて、文政年間には公家文化の移入としての雅楽と、武家独自の雅楽が並び立つ状況が、江戸には出来していたのである。こうしたことから、四辻家・三方楽所を中心とする家元制的構造と、そこには必ずしも収斂しない「音楽巧者」や武家独自の雅楽実践の広がりや、相互の影響関係を踏まえながら、雅楽をめぐる文化構造全体を把握していく必要があると言える。

(論文審査の結果の要旨)

雅楽は、古来より宮廷で育成され、宮廷の祭祀や儀礼において奏されてきた正統な音楽とされ、古代の雅楽寮や近代の雅楽局を中心として理解され、また、朝廷や公家、楽人たちが所在する上方を中心に研究されてきた。

しかし、雅楽にとって近世という時代こそは、朝廷・幕府のもとで、中世に衰微した楽人集団が整備され、多くの楽曲や種目の再興を見た「復興の時代」であり、朝廷・寺社・武家・町人・百姓に至る、身分的にも地域的にも幅広い人びとに雅楽が受容された「普及の時代」であり、そして、現在行われている雅楽の直接の淵源であるという点において、雅楽史の中で重要な位置を与えられるべきであるというのが、本論文の基本的立場である。

また、近世における個別研究についていえば、そうした上方の楽人家の史料を中心に行われてきたことも、上方中心のイメージを増幅してきた要因のひとつであろう。本論文の第一の成果は、そうした個別楽人家の史料に依拠することで、京都方・南都方・天王寺方それぞれに具体的ではあるが全体像がわかりにくかったものを、「三方楽所」としてまとめる筋道を付けたことである。すなわち、中世後期から近世初期にかけての朝廷や諸公家の日記等を博搜することで、特に豊臣政権期に、朝廷儀礼の復興というだけでなく、豊国社祭礼など天下人の祭祀・法会への大規模な動員が行われることで、京都方・南都方に天王寺方を加えた「三方楽所」としての統合された奏演体制が確立し、それが楽所奉行四辻家の支配下に置かれ、武家伝奏を通じて統制されたこと、天下人への動員はそのあと徳川將軍家の祭祀・法会に継承されていくことが示された(第一章)。

また、三方楽人は近世に入ってから、南都楽人が興福寺・春日大社、天王寺楽人が四天王寺というように中世以来の大寺社に奉仕していたから、近世では、それぞれの寺社の支配下にある宗教者としての身分と、「三方楽所」という公家配下の地下官人として支配される身分であることとの関係性が問題になる。「三方楽所」に与えられた「楽人領」二千石の運営や朱印改めの手続きなどから詳細に論じたのが、第二章・第三章である。ここでは、南都楽人辻家の日記や史料を、南都方に限らず「三方楽所」の運営という観点からあらためて読みなおすことで、「三方楽所」の制度的実態をあきらかにすることに成功している。

第二の、そして論者の本領がいかに発揮された成果は、従来ほとんどわかっていなかった、江戸の紅葉山楽人の実態、および武家社会における雅楽普及の実相を明らかにしたことであろう。紅葉山楽人諸家の史料はほとんど残っていないことが、これまでの研究が上方中心に偏っていたことの原因の一つであったが、論者は幕府や藩の側の祭祀記録や史料を丹念に収集していくことでその点を克服した。紅葉山楽人は、上方の三方楽人を供給源としつつも、江戸にあっては寺社奉行の支配を受ける幕府の役人であり、公武に対して両属性を持ちながら定着した。將軍家の靈廟である江戸城内の紅葉山東照宮での奏楽をはじめとして、寛永寺・増上寺など諸寺院での將軍

家祭祀・法会における奏楽を基本的な職務とした。しかし、17世紀後半になると、湯島聖堂での釋奠など儒学における礼楽としても位置づけられ、江戸屋敷を介して諸藩にもさまざまなつながりが広がっていった。また、徳川吉宗による琴楽再興や、田安宗武の楽曲研究活動、松平定信による古楽復興の取組とも関連しつつ、19世紀に入った文政年間頃からは、日常的に江戸城内でも當中管絃が行われるようになったという（第四章）。

さらに、諸藩の史料へと視野を広げていた論者は、諸藩においても藩校などでの奏楽機会が増加し、また遊芸としての雅楽が武家社会に広まっていったことを示したが、彼らへの普及を担ったのは、三方楽人や紅葉山楽人のみならず、複数の楽器を伝授するといった、従来の三方楽人の伝授形態にとらわれない、新たな「音楽巧者」と呼ぶべき存在であったことを指摘する（第六章）。従来の普及論は、三方楽人らに師事する「家元制」として捉えられていたから、このような存在を諸藩において広く見出したことは、普及論への新たな提言として注目される。

第三の成果としては、天皇即位にともなう儀式である大嘗会の復興を契機として、断絶し不明になっていた雅楽曲が再興されていく実態を明らかにしたことがある（第五章）。復興された当初は、雅楽曲や舞の実施は形だけであったのに対し、寛延元年（1748）には、実際に倭舞などが再興して実施され、その後も大嘗会のたびに大歌・田舞・久米舞などが順次再興されていった。舞楽の再興にあたっては、公武の交渉があったほか、楽書や楽譜の探索が広く行われ、堂上公家や国学者などからも情報が寄せられ、真偽の検証や古記録の研究が行われたことなどが詳細に明らかにされている。

以上のように、論者は、従来個別的であった近世雅楽史研究を、「三方楽所」の成立と展開として跡づけ、その特質を論ずるとともに、朝廷・上方中心であった近世雅楽史において、幕府や諸藩の史料を博搜し、武家社会への広がりをはじめ具体的にあきらかにした点において、新たな研究の地平を切り拓いたのである。日光東照宮の楽人などこれからという分野は残っているし、雅楽の奏楽方法や曲や舞の内容にまで関わる形での雅楽文化史に至るには、なお深めねばならない論点は残されているが、それは論者によっても意識されており、論者によってこそ解明されていくであろう。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成30年2月22日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。